

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

① 分限処分者の状況 (R6 年度)

処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計	失職
処分の事由						
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条第 1 項第 1 号		1		1	
心身の故障の場合	地公法第 28 条第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号		22		22	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条第 1 項第 3 号					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第 28 条第 1 項第 4 号					
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条第 2 項第 2 号					
条例で定める事由による場合	地公法第 27 条第 2 項					
合 計		1	22		23	
地公法第 28 条第 4 項により失職した者						
地公法第 28 条第 4 項に基づく条例により失職しなかつた者						

② 懲戒処分者の状況 (R6 年度)

処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
処分の事由						
法令に違反した場合	地公法第 29 条第 1 項第 1 号					
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第 29 条第 1 項第 2 号	1			1	
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第 29 条第 1 項第 3 号		2		2	5
合 計	1	2			3	5